

ID: 320

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	認定工作物の計画の認定及び変更認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市景観条例 第15条第1項		
例 規 番 号	平成21年条例第25号		
【根拠条文】 (認定工作物の計画の認定) 第15条 景観地区内において、認定工作物の建設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条第1項の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた認定工作物の計画を変更して建設等を行おうとする場合も、同様とする。 2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る認定工作物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。 3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る認定工作物の計画が前条の規定に適合しないと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。 4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の認定工作物の建設等の工事(令第12条に規定する工事を除く。)は、することができない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日